

テーマ 2024年1月より完全義務化

「改正電子帳簿保存法」電子取引の実務

Point 猶予はあと約1年! 改正の実態と対応を解説!!

テレビCMをみてそろそろ我が社も…。と考え始めている方も多いのでは!? 現在は猶予期間が設けられている電子帳簿保存法ですが、2024年からは義務化に。そのため企業の規模に関わらず対応が必須です。通常業務をこなしながらの準備作業は思った以上に時間がかかるものと思われます。あと1年しかないと考え、まずは何をしなければならぬかを知ることから始めましょう。企業の代表者だけでなく実務担当者の方にも知っておいていただきたい内容です。



【説明内容】 ■ 電子帳簿保存法の現状 ■ 電子取引の保存要件 ■ 今から求められる対応 他

日時 2022/12/5 (月) 14:00 ~16:00

会場 八王子市学園都市センター 12F 第5セミナー室
(八王子市旭町9-1 JR八王子駅北口)

定員 先着 30 名

参加費 法人会会員/無料
非会員/2,000円(1名)



講師 牧野義博税理士事務所 所長
税理士 牧野義博 氏

《おもな経歴》

- 2002年 児島税務署長
- 2003年 税務大学校教育第二部主任教授
- 2004年 東京国税局調査第一部調査開発課長
- 2005年 東京国税局税務相談室長
- 2006年 八王子税務署長
- 2007年 退官
- ◆現役時代は いわゆる「特命」案件を長期に渡り担当
- 2008年 新宿にて税理士を開業、現在に至る
- 税理士業務以外にもセミナー講師として全国各地を飛び回り活躍中



お申し込みはこちら

八王子法人会企画 「税務セミナー(12/5)」参加申込書

(FAXでお申込の場合: 下記にご記入のうえ、この用紙のまま切らずにお送りください) FAX:050-3737-2192

税務セミナー (改正電子帳簿保存法)	会社名		申込人数 名
	所在地		
TEL	FAX		

- 電話(625-4875) や メール(hojinkai@hojinkai.or.jp) でのお申込も受けつけます。必要事項をお知らせ下さい。
- 当会ウェブサイト <https://www.hojinkai.or.jp/seminar-registration> からもお申込も可能です。左のURLをクリック
- スマートフォンの場合、右側にあるQRコードからのお申込が便利です。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、政府や行政機関から制限がかけられた場合、開催を中止または延期する場合もございます。



セミナー申込QRコード

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報等につきましては「税務セミナー」開催に係わる申込者の確認・名簿の作成・運営に関する連絡及び報告、各種セミナー等開催連絡の目的にのみ使用いたします。

【企画/お問合せ】

公益社団法人
八王子法人会
TEL 042-625-4875